

独立行政法人労働者健康福祉機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 労災医療と地域医療における役割

労災病院は、労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至るまでの一貫した高度・専門的な労災医療の提供など、他の病院では困難な独自の機能や役割を担っているが、労災患者比率は4%程度まで低下するなど、量的にはその役割が縮小している状況にある。

一方で、地域における救急医療や周産期医療等の担い手不足が深刻となる中、本法人が労災医療と一体として提供している地域医療における役割が相対的に増している。

このため、次期中期目標においては、地域医療への貢献について本法人が果たすべき役割を明確にし、都道府県等が進める地域医療に積極的に貢献するため、保有するデータベースを活用するなどにより地域における役割や機能を分析・検証し、地域の実情に応じた医療を的確に提供するものとする。

2 経営改善に向けた取組

労災病院事業は、平成22年度に本法人全体として黒字化したものの、24年度末時点で32病院のうち18病院が赤字となっている。また、本法人の現行中期目標では、平成28年度をめどに繰越欠損金を解消することとされているが、24年度末時点で380億円の残高があり、繰越欠損金の解消が進んでいない状況にある。

このため、本部主導の下、予定利率及び給付水準の引下げを含めた厚生年金基金の新制度への移行や不足する医師の確保を進めた上で、次期中期目標期間中に、以下の取組を行うものとする。

(1) 繰越欠損金の解消計画の策定

繰越欠損金の解消計画を策定するに当たっては、解消を図るために必要な本法人全体の取組内容のほか、各病院における年度ごとの解消額、目標期限及び達成できなかった病院の運営体制等の見直し方針について具体的に定めるものとする。

また、これまで作成していなかった各病院の財務関係書類については、遅くとも平成 26 事業年度分から作成、公表するものとする。

(2) 他法人の事例を参考とした取組

本法人は、これまで診療報酬上位基準の取得や給与カーブのフラット化等により平成 22 年度に黒字化したものの、その経常収支率は 100%程度で推移しており、繰越欠損金解消のためには更なる努力が必要と言える。

一方、独立行政法人国立病院機構では、様々な取組により、収益の獲得と費用の削減とを進め、近年では 105%前後の経常収支率を達成している。このような事例等は、本法人にとっても参考になる部分が多いと考えられることから、積極的に取り入れた上で経営改善を進めるものとし、同機構との人材交流などを図ることについて検討するものとする。

3 次期中期目標における新たな目標設定等

各病院の医療の質や機能の向上を図り、本法人全体の業務運営の透明性を向上させる観点から、以下の取組を行うものとする。

- ① 次期中期目標等を策定するに当たっては、本法人が有する臨床評価指標を活用した上で、例えば、紹介率・逆紹介率など各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにするものとする。
- ② 新医薬品等の開発促進に資するため、治験の推進に係る具体的な取組目標を次期中期目標に明記するものとする。
- ③ 未払賃金立替払事業に係る情報開示をより充実させるために、年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにするものとする。

第2 業務実施体制の見直し

1 産業保健三事業の一元化

産業保健に関する三事業（注）は、平成 26 年度から本法人に一元化し、利用者へのワンストップサービスの提供等を通じて、事業場における産業保健活動への支援を行うことが検討されているが、一元化に当たっては、事業拠点の集約化や管理業務の効率化を徹底することにより、重複する業務を極力排除するとともに、次期中期目標においてワンストップサービス等により発揮される成果目標を具体的に明記するものとする。

（注）産業保健に関する三事業とは、以下の事業をいう。

- ・ 産業保健推進センター事業

本法人が、47 都道府県に拠点を設けて、産業医、衛生管理者等の産業保健専門職に対する専門的・実践的研修、専門的相談及び情報提供を行う事業。

- ・ 地域産業保健事業

厚生労働省が地域の医師会等に委託する労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）による産業医等の選任義務のない小規模事業場に対する労働者の健康管理等に関して、相談、情報の提供その他必要な援助を行う事業。

- ・ メンタルヘルス対策支援事業

厚生労働省が本法人に委託するメンタルヘルス不調の予防から復職支援までの職場のメンタルヘルス対策を総合的に支援する事業。

2 管理業務の本部等への集約化

本法人の給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務の大半は、病院等の各施設で分散して実施されているが、その施設数（32 病院等）や職員数（約 2 万人）などの規模から、これらの管理業務を集約化することで業務の効率化が見込まれる。

このため、次期中期目標期間においては、効率的な運営を図る観点から、管理業務を本部等へ集約化するなどし、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

3 独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務との一体的実施

本法人の業務については、これと密接に関連する独立行政法人労働安全衛生総合研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一

体化による効果を最大限に発揮できる体制を構築するものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1から第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

3 運営費交付金額算定の厳格化

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

4 決算検査報告指摘事項

「平成24年度決算検査報告」（平成25年11月7日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。

5 その他

上記1から4のほか、既往の閣議決定等示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。